平成２４年（フ）第６７号
高知県四万十市三里1204番地
債務者　畑中　里三
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第７１号
高知県土佐清水市鍵掛165番地
債務者　伊藤　和久
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第３４号
兵庫県丹波市氷上町中野40番地
債務者　田原　祥久
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県篠山市大沢新217番地３
債務者　村上ユリ子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
鹿児島県肝属郡肝付町岸良927番地12、前住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2615番地４
債務者　白坂　正二
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
青森市西滝２丁目32番19号
債務者　平山　道章
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
青森市西滝２丁目32番19号
債務者　平山　京子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１９号
愛知県大府市桜木町３丁目62番地　坂野アパート７号、従前の住所愛知県大府市長草町田面141番地の１
債務者　居酒屋ゆうここと　古谷　勇子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４４号
熊本市中央区水前寺公園４番６号　パークサイドしきぶ203
債務者　植田　正仁
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４８５号
千葉県市原市能満850番地
破産者　大雄鋼業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８６号
千葉県市原市西国分寺台１丁目４番地６
破産者　佐藤　利男
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０２号
千葉県船橋市高根町2881番地１
破産者　株式会社ヨシ建設
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
長崎県佐世保市卸本町６番１、商業登記簿上の本店所在地長崎県佐世保市白岳町101番地２
破産者　有限会社フォーラム喜平
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５５８号
札幌市中央区北12条西20丁目１番20号丸果ビル
破産者　松本水産株式会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
群馬県前橋市二之宮町1616番地の２
破産者　須賀工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７３号
群馬県前橋市荒牧町714番地５
破産者　柳澤三千男
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
群馬県前橋市荒牧町714番地５
破産者　柳澤けい子
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７号
群馬県伊勢崎市波志江町236番地１
破産者　スタッフオペレーティングサービス有限会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８号
群馬県伊勢崎市波志江町596番地１
破産者　鵜生川　実
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係